

(写)

平成22年9月21日

市長公室長
行財政改革推進本部長
各局長
会計管理者
教育長
議会局長
選挙管理委員会事務局長
人事委員会事務局長
監査事務局長
農業委員会事務局長
各区長

様

財政局長

平成23年度予算編成方針について(通知)

このことについて、さいたま市予算規則第4条の規定に基づき、市長の命を受けて平成23年度予算編成方針を定めたので通知する。

平成23年度予算編成方針

1 日本経済の状況及び国の動向

日本経済は世界的な経済危機を背景に大幅に悪化した後、昨年春頃を底に持ち直し、今年に入ると企業収益は改善し、家計所得にも底堅さが見られるようになった。しかしながら、新卒者・若年者の厳しい雇用情勢が続くなど、デフレ終結に向けた経済の基盤は未だ脆弱であり、また、景気の先行きには円高や海外経済の減速といった下振れの懸念があることから、民間需要を中心とした自律的な景気回復には至っていない状況である。

このような状況下において国は、元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可欠であるとし、これまで配分割合が固定化している予算配分を省庁を超えて大胆に組み替えることとしている。今後、地方財政への影響が懸念される一括交付金や子ども手当といった政策に変化があることも予想されるため、国の動向を注視していく必要がある。

2 さいたま市の財政状況及び今後の財政見通し

さいたま市は平成13年に誕生し、平成23年度は誕生10周年を迎える。誕生以降、本市は歳出削減の積極的な取り組みや安定した市税収入を確保することにより、他市に比べ比較的健全な財政運営を維持してきた。しかしながら、景気の低迷を主な要因として、平成22年度の市税収入は平成21年度に比べ大幅な減収が見込まれている。平成18年度以来地方交付税の不交付団体だった本市は、今年度交付団体となった。

平成23年度から平成27年度における新たな中期財政見通しにおいても、本市歳入の根幹をなす市税収入は引き続き低調に推移する一方、歳出においては社会保障費や都市基盤整備のための行政需要が拡大する見通しであり、5年間では約1,069億円、平成23年度は約188億円の財源不足額が見込まれているところである。

3 予算編成の基本方針

平成23年度予算は、本市の目指す「子どもが輝く“絆”で結ばれたまち」の実現に向け、「健全財政の維持」を継続するとともに、徹底した行財政改革、徹底した情報公開を進め、生産性の高い都市経営を行い、「日本一ひらかれたまち、日本一身近ではよい行政、日本一しあわせを実感できるまち」へ「ステップアップする予算」であり、次に掲げる基本方針の下、予算を編成する。

なお予算編成過程においては、限られた財源をいかに効率よく効果的な事業に配分していくか、さらには事業の選択と事業の優先順位付けをどのように行ったかなど、意思決定の過程を積極的に公表し、情報公開日本一を目指していくこととする。

(1) 徹底した行財政改革 ～創造的変革の年～

平成22年度を名実共に創造的変革の年とするため、全職員の知恵と工夫による既存事業の再構築を行い、その成果を平成23年度予算に反映させること。また、改革の断行を通じて生まれた成果は市民サービスに有効に還元する必要があるため、(仮称)「新行財政改革推進プラン」に掲げた改革については、これを着実に実施すること。

各局長は、改革の当事者として、事業の再構築を通じて「1円たりとも税金を無駄にしない」との基本理念に基づき、自ら判断し、自ら決定する局経営のマネジメントを予算編成を通じて実践すること。

局長マネジメント予算方式の導入

事務事業総点検「改革のカルテ」による改革を各所管局が主体的かつ責任をもって実行するため、限られた財源の範囲内で各局が主体となって予算を編成する、「局長マネジメント予算方式」を導入する。

各局に対しては、改革の実効性を担保するため、点検結果に基づき算定した額を枠配分する。

行財政改革推進枠の新設

改革のカルテに従い既存事業を廃止し、再構築を行った事業について、「行財政改革推進枠」を創設し、枠配分額外での要求を可とする。

また、(仮称)「新行財政改革推進プラン」に則った新規事業についても、「行財政改革推進枠」での枠配分額外要求を可とする。

(2) しあわせを実感できる事業の重点化

スクラップアンドビルドの原則の下、既存事業をスクラップすることにより捻出した財源の範囲内で、しあわせを実感できる事業を積極的に推進する。

推進にあたっては、事業の優先順位付けを実施するとともに、各局の見直し事業の是非を集中的に審議して事業の重点化を図る。

「しあわせ倍増プラン2009」及び「総合振興計画新実施計画事業」の推進

市政運営の最優先事項である「しあわせ倍増プラン2009」及び「総合振興計画新実施計画事業」は、その目標の達成に向け全力で取り組みを推進する。これら計画に則った新規・拡大事業については枠配分額外での要求を可とし、その円滑な実施のため優先的に財源を配分する。

重点分野への戦略的な取り組み

経済的な豊かさを追求するだけでは、必ずしもしあわせを実感することはできない。健康や安心、人と人との絆、地域への誇りはしあわせの大切な要素であり、中でも健康で長生きをすることは、人間にとって最もしあわせなことである。

また、本市誕生10周年という節目を迎えるにあたり、絆で結ばれたひとつのさいたま市、本市の新たな時代の幕開けを市内外に強くアピールすることが求められている。

そこで、「健康・長寿」・「子育て」・「さいたまブランド」の3分野を「子どもが輝く“絆”で結ばれたまち」の実現に必要な重点分野とし、局横断的に戦略的な事業展開を図る。

(3) 市民の声・現場の声を反映

行政だけでなく、市民や事業者が自らの責任を果たし、地域の課題をともに考え、ともに行動していくことが「日本一しあわせを実感できるまち」の実現には不可欠である。市民と事業者、行政との協働をより一層強化し、「市民力」を結集する施策の展開を図るため、市民の声・現場の声を大切にす「徹底した現場主義」の下、「市民生活重視」の予算を編成する。

タウンミーティング・わたしの提案・しあわせ倍増プラン市民評価委員会等の反映

市民の声を聞くだけでは、市民の考えに添ったまちづくりを行うことはできない。必要なのは、市民の声を政策に反映させることである。そこで、市民の声を反映させた新たな事業については、枠配分額外要求を可とし、所要の予算措置を講じる。

区役所アイデア予算枠の創設

市政の最前線基地である区役所は、市民参加による地域の個性を生かしたまちづくりの拠点であると同時に、住民ニーズを施策へ反映する拠点である。

そこで、市民の声・現場の声を政策に反映する観点から、区役所のアイデアにより市民サービス向上のための新規事業を要求するための「区役所アイデア予算枠」を創設する。

区が実施主体となる事業に限らず、本庁あるいは区と本庁で連携して実施する事業であっても、住民ニーズを反映した市で取り組むべき事業については枠配分額外での要求を可とし、各区長による政策提案コンペを実施した後に、所要の予算措置を講じる。

新たな市民ニーズへの対応

市民生活を取り巻く状況の急激な変化に対応するため、新たな市民ニーズに対応するための新規事業については、枠配分額外での要求を可とし、所要の予算措置を講じる。

なお、平成23年度当初予算編成に向けた新規事業等の掘り起こしに関する集中審議において審議された新たな市民ニーズに対応するための新規事業については、審議において示された方向性に則り、必要な予算配分を行う。

(4) 普通建設事業費の抑制

建設事業は負担の公平性や平準化のため、基本的に市債を財源とし、将来世代にはその償還金を負担させることになる。このため、市債の発行増は歳出に占める償還金の割合を高め、財政運営の硬直化を招くとともに市民サービスの低下へと直結していくことになる。健全財政による市政運営を確保し、将来世代に過度の負担を転嫁することのないよう、普通建設事業にあっては総額を圧縮し、市債の発行抑制に努めなければならない。

そこで、臨時的な建設事業についてはその重要性、緊急性及び事業成果等について、財政局において徹底的な精査を行う。

(5) 歳入の的確な確保及び新たな財源の創出

本市歳入の根幹をなす市税収入については、財源確保の面はもちろん、税負担の公平性の観点から課税客体の的確な補足に努めるとともに、収納率の向上に向け、(仮称)債権整理推進室の開設趣旨等を踏まえ、より一層の取り組みを強化すること。

なお、下水道使用料や保育料などの各種使用料等についても、負担の公平性の観点から収入未済額を解消し、不納欠損が生じることのないよう所要の処分を実施すること。

また、市有財産の有効活用や広告事業の一層の拡充などあらゆる創意工夫を行い、新たな財

源の創出に努めるとともに、少額であっても遺漏なく計上すること。

(6) 国の動向の的確な把握と対応

今後の国の動向については大きな変化が予想されるところであるが、当面は現行制度での予算編成を進めることとする。

今後、予算編成過程において、関係府省等からの情報収集に努め、国の動向についての的確に把握した上で、適切な対応を図ること。

(別表)「要求基準」

| 要求区分 | 内容 | 要求基準 |
|----------------|---|--|
| 1 しあわせ倍増枠 | 「しあわせ倍増プラン2009」及び「総合振興計画新実施計画事業」の計画に則った新規・拡大事業 市民の声・現場の声を反映し、新たな市民ニーズに対応するための新規事業 | 所要額 |
| 2 区役所アイデア予算枠 | 区役所のアイデアによる市民サービス向上のための新規事業 | 所要額 |
| 3 行財政改革推進枠 | 改革のカルテに従い既存事業を廃止し、再構築を行った事業 (仮称)「新行財政改革推進プラン」に則った新規事業 | 所要額 |
| 4 既存公共施設保全活用経費 | 公共施設の安心と安全の確保を図る観点から、緊急性の高い修繕経費 | 所要額 |
| 5 義務的経費 | <p>人件費(報酬含む)に係る経費(新規事業に係るものは除く。)</p> <p>公債費に係る経費</p> <p>扶助費(20節及び措置委託料のうち法定扶助に限る。)に係る経費</p> <p>法定等による義務的な繰出金に係る経費(人件費、公債費及び基準内繰出に限る。)</p> <p>継続費、債務負担行為、長期継続契約に基づく経費</p> <p>財政局が指定する次に掲げる経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 12月及び2月補正予算にて対応する公の施設の指定管理に係る経費 ・ 外郭団体(出資法人)改革に係る経費 ・ 学校給食業務、学校用務員業務、家庭ごみ収集業務の委託化に係る経費 ・ 市税還付金及び還付加算金 ・ 平成23年度中に執行が見込まれる選挙に係る経費 | 所要額 |
| 6 投資的経費 | 普通建設事業費のうち、単年度の施設整備など臨時的な経費 | 所要額 |
| 7 局長マネジメント経費 | 上記要求区分1～6以外の経費 | 前年度一般財源の90%～100%に特定財源を加えた額の範囲内(事務事業総点検の点検結果に基づき算定) |